

平成 21 年 11 月 5 日

各 位

会 社 名 カルチュア・コンビニエンス・クラブ 株式会社
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 増田宗昭
(コード番号 4756 東証第 1 部)
問合せ先 取締役 CFO 谷田昌広
(TEL. 03 - 5424 - 1644)

会 社 名 株 式 会 社 す み や
代表者名 代表取締役社長 矢田猛
(コード番号 9939 JASDAQ)
問合せ先 取締役 宮谷穰士
(TEL. 054 - 251 - 1979)

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社による 株式会社すみやの完全子会社化に関する株式交換契約締結について

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下、「CCC」といいます。）及び株式会社すみや（以下、「すみや」といいます。）は、平成 21 年 11 月 5 日開催の各社取締役会において、平成 22 年 2 月 1 日を効力発生日として、下記のとおり、CCC を株式交換完全親会社、すみやを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、株式交換契約を締結いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本株式交換は、CCC については、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を得ないで行う予定です。

また、すみやの株式は、本株式交換の効力発生日に先立ち、平成 22 年 1 月 27 日に株式会社ジャスダック証券取引所（以下、「ジャスダック」といいます。）において上場廃止（最終売買日は平成 22 年 1 月 26 日）となる予定です。

記

1. 株式交換による完全子会社化の目的

(1) 本株式交換の目的

CCC は、CD・DVD、ゲーム、書籍のレンタル・販売・リサイクル(中古販売)等を行っている TSUTAYA を全国にフランチャイズ展開しており、店舗数は 1,380 店舗(平成 21 年 9 月 30 日現在)、連結売上高は 2,206 億円(平成 21 年 3 月期)であります。

すみやは静岡県を中心とした東海地域で CD・DVD、ゲーム、書籍等の販売及びビデオ等のレンタルを行う複合店舗を 28 店舗(平成 21 年 9 月 30 日現在)展開しており、その売上高は 110 億円(平

成 21 年 3 月期) であります。平成 19 年 3 月期からは、CCC との間で資本・業務提携契約を締結し、TSUTAYA のフランチャイズに加盟することで、長年親しまれたすみやの持つブランド力、幅広い顧客層に対応した品揃え・販売ノウハウに、CCC の商品企画・調達力や T ポイントシステムの導入による集客力を付加し、また商品調達機能についてもグループで一本化するなど物流等の効率化を図ることで間接コストを削減し、お客様にご満足いただける品揃え・売場づくり並びに収益力の向上を目指してまいりました。

しかしながら、昨今の世界的な金融危機を背景とした企業業績・雇用情勢の悪化や、個人消費の落ち込みに伴い、すみやは昨年末から CD・DVD 等の販売を中心に業績の落ち込みが見られます。両社がこの激変する経営環境に対応するには、これまで以上に両社の関係を強化し迅速な意思決定と柔軟かつ効率的な経営施策の展開が急務となりました。

このため、CCC は、すみやを完全子会社化し、資本・業務提携の成果を着実なものとするのが重要と判断いたしました。

一方で、すみやは、お客様への良質なサービスの提供を継続し、より一層の顧客価値の向上を実現するため、今回の完全子会社化は必要な施策であると判断いたしました。

上記の認識に基づき、完全子会社化における手法として株式交換を選択し、株式交換を実施することを決議いたしました。これにより、老朽化した店舗設備の刷新・アイテム構成の組替え等にも柔軟に対応でき、今まで以上に魅力的な店舗サービス・収益性の向上が図られ、お客様を始めとした各ステークホルダーにご満足いただけるものになると考えております。

以上の経緯により、平成 21 年 11 月 5 日付で両社は、それぞれの取締役会において平成 22 年 2 月 1 日を株式交換の効力発生日として、本株式交換を行うことを決議し、株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換後において、すみやは、CCC と協力してすみやの不採算店舗の撤退・閉店等、経営の合理化について諸施策を検討しておりますが、労働組合と協議中であるため、合意・決定次第あらためてお知らせいたします。

(2) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換の結果、効力発生日である平成 22 年 2 月 1 日をもって、CCC はすみやの完全親会社となり、完全子会社となるすみやはジャスダックの株券上場廃止基準に従って、平成 22 年 1 月 27 日付で上場廃止（最終売買日は平成 22 年 1 月 26 日）となる予定です。上場廃止後はジャスダックにおいてすみやの普通株式を取引することはできません。

(3) 上場廃止を目的とする理由及び代替措置の検討状況

本株式交換は、上記(1)に記載のとおり、すみやの上場廃止を直接の目的とするものではありませんが、本株式交換により CCC がすみやの唯一の株主となる結果、上記(2)に記載のとおり、すみやは上場廃止となる予定です。

すみやの普通株式が上場廃止となった後も、本株式交換によりすみやの普通株主の皆様が割当てられる CCC の普通株式は、株式会社東京証券取引所市場第 1 部（以下、「東証第 1 部」といいます。）に上場されており、本株式交換後も同取引所市場での売買が可能であることから、すみやの普通株式

を715株以上所有し、本株式交換によりCCCの単元株式数である100株以上のCCC株式の割当てを受けるすみやの普通株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、715株未満の普通株式を所有するすみやの普通株主の皆様には、CCCの単元株式数である100株に満たないCCC株式が割当てられます。これらの単元未満株式を上記いずれの取引所市場においても売却することはできませんが、株主の皆様のご希望によって「単元未満株式の買増制度」又は「単元未満株式の買取制度」をご利用いただくことが可能です。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定により、1株に満たない端数部分に応じた金額を交付する予定としております。

(4) 公正性を担保するための措置

本株式交換の検討にあたって、CCCがすみやの普通株式11,002,000株（すみやの発行済株式数16,841,074株（平成21年9月30日現在）に占める所有割合で65.33%、議決権割合でも同じく平成21年9月30日現在で67.65%）を所有している親会社であることから、その公正性・妥当性を確保するため、両社は、後記2.（3）でご説明しておりますとおり、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、その算定結果の提出を受けました。両社はかかる算定結果を参考として、検討・交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うことといたしました。なお、両社は、いずれも第三者算定機関から株式交換比率の公正性に関する意見（いわゆる「フェアネスオピニオン」）を取得しておりません。

また、法務アドバイザーとして、CCCはアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、法的な観点から本株式交換の条件、留意点及び適切な手続並びにこれらに対する現実的な対応についての助言を受けました。すみやはシティニューワ法律事務所を選任し、法的な観点から本株式交換の条件、取締役会での決議の方法、留意点及び適切な手続並びにこれらに対する現実的な対応についての助言を受けました。

(5) 利益相反を回避するための措置

すみやの取締役のうち、取締役高橋聡はCCCにおける業務にも従事しているため、利益相反を回避する観点から、すみやの本株式交換に係る取締役会の審議及び決議に参加しておりません。すみやの取締役会は、当該取締役高橋聡を除く取締役4名全員一致により本株式交換を行うことを決議しております。なお、決議に参加したすみやの取締役4名のうち、CCCから出向している2名につきましては、CCCの業務執行を行っておらず、CCCにおいて本株式交換に関与しうる立場にありません。

また、社外監査役味村隆司は、CCCにおける業務にも従事しているため、利益相反を回避する観点から、すみやの本株式交換に係る取締役会の審議に参加しておりませんが、すみやの取締役会には、当該社外監査役味村隆司を除くすみやの監査役2名全員が出席し、その全員が本株式交換の決定をすることに異議がない旨の意見を述べております。

2. 株式交換の要旨

(1) 株式交換の日程

株式交換決議取締役会（両社）	平成 21 年 11 月 5 日（木）
株式交換契約締結（両社）	平成 21 年 11 月 5 日（木）
臨時株主総会基準日（すみや）	平成 21 年 11 月 20 日（金）（予定）
各種類株主総会基準日（すみや）	平成 21 年 11 月 20 日（金）（予定）
第 1 種優先株主による種類株主総会（すみや）	平成 21 年 12 月 25 日（金）（予定）
第 2 種優先株主による種類株主総会（すみや）	平成 21 年 12 月 25 日（金）（予定）
普通株主による種類株主総会（すみや）	平成 21 年 12 月 25 日（金）（予定）
臨時株主総会（すみや）	平成 21 年 12 月 25 日（金）（予定）
上場廃止日（すみや）	平成 22 年 1 月 27 日（水）（予定）
株式交換の予定日（効力発生日）	平成 22 年 2 月 1 日（月）（予定）

（注 1）すみやについては、株主総会に加えて、普通株主、第 1 種優先株主及び第 2 種優先株主による各種類株主総会を開催し本株式交換の承認を得る予定です。

（注 2）CCC については、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ないで行う予定です。

（注 3）第 1 種優先株式（下記 2.（5）にて定義しております。）については、株式会社静岡銀行（以下、「静岡銀行」といいます。）が発行済株式数（1,000,000 株）のうち 935,000 株を、残り 65,000 株をすみやが所有しておりますが、静岡銀行が所有する 935,000 株については、株式交換の予定日（効力発生日）までに静岡銀行から CCC に対して譲渡される予定です。

なお、平成 21 年 11 月 5 日付で CCC は静岡銀行との間で株式譲渡契約を締結しております。

（注 4）ジャスダックによる平成 21 年 4 月 8 日付の通知「株券等の 5 日目決済及び期間売買停止の廃止の実施予定日について」に基づいて当該日程としておりますが、株券等の 5 日目決済の廃止が予定通り行われない場合は、上場廃止日は平成 22 年 1 月 26 日（最終売買日は平成 22 年 1 月 25 日）となる予定です。

(2) 株式交換に係る割当ての内容

	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 (完全親会社)	株式会社すみや (完全子会社)
株式交換比率	普通株式 1	普通株式 0.14
株式交換により発行する新株式数	普通株式 743,602 株（予定）	

（注 1）株式の割当比率

①普通株式

すみやの普通株式 1 株に対して、CCC の普通株式 0.14 株を割当交付します。ただし、CCC が所有するすみやの普通株式（平成 21 年 11 月 5 日現在 11,002,000 株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

②第 1 種優先株式

静岡銀行が所有する 935,000 株については、株式交換の予定日（効力発生日）までに静岡銀行から CCC に対して譲渡され、すみやが自己株式として所有する 65,000 株については、株式交換の予定日（効力発生日）までに消却されることにより、効力発生日時点においては CCC

が発行済株式数（935,000株）の全てを所有する予定であるため、本株式交換による株式の割当ては行いません。

③第2種優先株式（下記2.（5）にて定義しております。）

CCCが発行済株式数（1,000,000株）の全てを所有しているため、本株式交換による株式の割当ては行いません。

（注2）本株式交換により発行する新株式数

CCCは、本株式交換に際して、本株式交換によりCCCがすみやの発行済株式（ただし、CCCが所有するすみやの株式は除きます。）の全てを取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）のすみやの株主名簿に記載又は記録されたすみやの普通株主の皆様（ただし、CCCは除きます。）に対し、その所有するすみやの普通株式に代わり、その所有するすみやの普通株式1株につきCCCの普通株式0.14株の割合をもって算定した数のCCCの普通株式を交付します。これにより、CCCは、普通株式743,602株を交付することとなるところ、この交付予定の株式数は、平成21年9月30日時点におけるすみやの普通株式の発行済株式数（16,841,074株）、すみやの保有する自己株式数（普通株式527,631株）及びCCCが所有するすみやの普通株式の株式数（11,002,000株）に基づいて算出しているものであり、すみやによる自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

なお、すみやは、本株式交換の予定日（効力発生日）の前日までに開催するすみやの取締役会の決議により、自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を基準時において実務上可能な範囲で消却する予定です。（なお、平成21年11月5日時点ですみやが所有する自己株式は、普通株式527,631株及び第1種優先株式65,000株です。）

（注3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、CCCの単元未満株式を所有することとなる株主の皆様については、CCC株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

CCCの単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をCCCから買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

CCCの単元未満株式を有する株主が、会社法第192条第1項の規定に基づき、CCCに対しその有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

（注4）1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、CCCの1株に満たない端数の交付を受けることとなる株主の皆様については、会社法第234条の規定により、1株に満たない端数部分に応じた金額を交付する予定としております。

（3）当該組織再編に係る割当ての内容の算定根拠等

① 算定の基礎

本株式交換の株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、各社がそれぞれ別個に、両社から独立した第三者機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、CCCは野村證券株式会社（以下、「野村證券」といいます。）を、すみやは株式会社KPMG FAS（以下、「KPMG」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

野村證券は、CCCについては、CCCが東証第1部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成21年11月2日の株価終値、算定基準日から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間及びすみやの「平成22年3月期第2四半期累計期間及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」公表日（平成21年10月2日）の翌営業日である平成21年10月5日から算定基準日までの期間の各取引日株価終値平均）を、また、CCCには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を分析に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

すみやについては、すみやがジャスダックに上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成21年11月2日の株価終値、算定基準日から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間及びすみやの「平成22年3月期第2四半期累計期間及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」公表日（平成21年10月2日）の翌営業日である平成21年10月5日から算定基準日までの期間の各取引日の株価終値平均）を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

なお、CCCの1株当たり株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

CCC	すみや	株式交換比率算定結果
市場株価平均法	市場株価平均法	1 : 0.130~0.151
類似会社比較法		1 : 0.147~0.181
DCF法	DCF法	1 : 0.139~0.158

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で野村證券に対して未開示の事実はないこと等の種々の前提を置いており、かつ両社とその関係会社の個別の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としております。野村證券の算定は平成21年11月2日までの情報と経済情勢を反映したものであります。

一方、KPMGは、すみやについては、すみやがジャスダックに上場しており、市場株価が存在す

ることから市場株価平均法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成 21 年 11 月 2 日の株価終値、算定基準日から遡る 2 週間、1 ヶ月間、3 ヶ月間、6 ヶ月間の各取引日株価終値平均）を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 法を採用して算定を行いました。

CCC については、CCC が東証第 1 部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成 21 年 11 月 2 日の株価終値、算定基準日から遡る 2 週間、1 ヶ月間、3 ヶ月間、6 ヶ月間の各取引日株価終値平均）を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 法を採用して算定を行いました。

なお、CCC の 1 株当たり株式価値を 1 とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率算定結果
市場株価平均法	1 : 0.130~0.150
DCF 法	1 : 0.060~0.106

KPMG は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を用いて、株式交換比率を算定するための分析を実施いたしました。KPMG は、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で KPMG に対して未開示の事実はないこと等の種々の前提を置いており、かつ両社とその関係会社の個別の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としております。KPMG の算定は平成 21 年 11 月 2 日までの情報と経済情勢を反映したものであります。

なお、野村証券及び KPMG は、CCC とすみやの株式交換比率の算定に使用した財務見通しにおいては、平成 21 年 11 月 5 日付で CCC が開示した「特別損失の計上及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」及び「会社分割による当社関連会社（株式会社 MPD）への事業の承継に関するお知らせ」並びにすみやが開示した「特別損益の発生、平成 22 年 3 月期第 2 四半期累計期間及び通期業績予想の修正並びに役員報酬の追加減額に関するお知らせ」による影響を考慮しております。

② 算定の経緯

これらの算定結果を参考にし、両社は交渉・協議を重ね、株式交換比率の内容を含む株式交換契約の締結について決定いたしました。両社の株価形成状況、今後の財務状況や業績動向等を総合的に勘案し、両社で協議を重ねました。その結果、両社はそれぞれ、上記の株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至り、平成 21 年 11 月 5 日に開催された両社の取締役会において決定のうえ、同日両社間で株式交換契約を締結いたしました。

なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更されることがあります。

③ 算定機関との関係

CCCの第三者算定機関である野村證券及びすみやの第三者算定機関であるKPMGはいずれも、CCC及びすみやから独立しており、CCC及びすみやの関連当事者には該当いたしません。

(4) 株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

すみやは新株予約権、新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 株式交換完全子会社の優先株式に関する取扱い

すみやは第一回第1種優先株式（平成18年6月開催の定時株主総会の決議に基づき発行。以下、「第1種優先株式」といいます。）及び第一回第2種優先株式（平成20年6月開催の定時株主総会の決議に基づき発行。以下、「第2種優先株式」といいます。）を発行しております。第1種優先株式は第1種優先株主である静岡銀行が発行済株式数（1,000,000株）のうち935,000株を、残り65,000株はすみやが自己株式として所有し、第2種優先株式は第2種優先株主であるCCCが発行済株式数（1,000,000株）の全てを所有しているところ、第1種優先株式については、平成21年11月5日に静岡銀行とCCC間で株式譲渡契約を締結し、CCCは静岡銀行が所有する935,000株を譲り受けることを予定しております。手続としては、すみやによる定款変更により、第1種優先株式について普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項を定めた条項を削除し、株式交換の予定日（効力発生日）までに静岡銀行が所有する935,000株がCCCに対して譲渡される予定です。すみやによる定款変更については、平成21年11月5日付「定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照下さい。また、すみやが自己株式として所有する65,000株については、株式交換の予定日（効力発生日）までに消却される予定です。

なお、第2種優先株式については、CCCが引き続き所有する予定です。

3. 株式交換当事会社の概要

(1) 商号	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	株式会社すみや
(2) 事業内容	「TSUTAYA直営事業」「TSUTAYA FC事業」「アライアンス・コンサルティング事業」「会員サービス事業」「その他」	CD・DVD、書籍、ゲーム等の販売、レンタル業務
(3) 設立年月日	昭和55年1月31日	昭和38年10月1日
(4) 本店所在地	大阪市北区梅田二丁目5番25号	静岡県静岡市葵区呉服町一丁目6番地の9
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長兼CEO 増田 宗昭	代表取締役社長 矢田 猛

	関連当事者への 該 当 状 況	すみやは、CCCの連結子会社であり、関連当事者に該当します。
--	--------------------	--------------------------------

(注1) 平成21年9月30日現在の数値を記載しております。

(注2) 株式会社CCCは平成21年10月1日付でCCCに吸収合併されております。

(16) 最近3年間の業績

(単位：百万円、単位未満切捨て)

決 算 期	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 (完全親会社) (連結)			株式会社すみや (完全子会社) (単体)		
	平成19年 3月期	平成20年 3月期	平成21年 3月期	平成19年 3月期	平成20年 3月期	平成21年 3月期
売 上 高	210,615	237,730	220,688	19,346	15,077	11,035
営 業 利 益	14,435	15,213	15,249	△432	△483	△593
経 常 利 益	14,807	15,133	16,051	△443	△440	△556
当期純利益 (△損失)	7,281	2,931	8,142	△746	△1,198	△508
1株当たり当期純利益 (△損失) (円)	38.17	15.25	42.31	△55.28	△74.81	△31.18
1株当たり配当金 (円)	6.00	7.00	8.00	0.00	0.00	0.00
1株当たり純資産 (円)	162.16	161.70	201.27	11.25	△62.47	28.91

4. 株式交換後の状況

(1) 商 号	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
(2) 事 業 内 容	「TSUTAYA直営事業」「TSUTAYA FC事業」「アライアンス・コンサルティング事業」「会員サービス事業」「その他」
(3) 本 店 所 在 地	大阪市北区梅田二丁目5番25号
(4) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長兼 CEO 増田 宗昭
(5) 資 本 金 の 額	12,547百万円 (平成21年9月30日現在)
(6) 純 資 産 (連結)	現時点では確定していません。
(7) 総 資 産 (連結)	現時点では確定していません。

(8) 事業年度の末日	3月31日
-------------	-------

5. 会計処理の概要

CCCは「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成19年11月15日公表分 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、「共通支配下の取引等」の会計処理を適用することとなります。

6. 今後の見通し

すみやはCCCの連結子会社であり、本株式交換によるCCCの連結業績に与える影響は軽微であると見込んでおります。

すみやの業績への影響については、すみやが平成21年11月5日付で開示した「特別損益の発生、平成22年3月期第2四半期累計期間及び通期業績予想の修正並びに役員報酬の追加減額に関するお知らせ」における平成22年3月期の業績予想に反映されております。

7. 親会社等との取引等に関する事項

すみやにとって本取引は、親会社等との取引等に該当いたします。すみやにおいては、従来より、経営・事業活動を行ううえで親会社であるCCCとは公正な取引関係を築くことを基本方針としており、経営の独立性を確保しております。本件においても、上記経営の独立性を確保し、さらに上記1.(4)及び(5)の施策により公正性を担保したうえで判断をしており、少数株主の保護を図っております。

以上